

# 阪神港神戸第1区新港西地区波除堤他整備工事のお知らせ

発注者：阪神国際港湾株式会社

施工者：五洋・若築・日本海工特定建設工事共同企業体

新港西地区において波除堤および親水緑地護岸の築造を行います。施工に伴い、作業区域内へガット船および起重機船が出入りします。工事期間中は以下の安全対策を講じておりますが、付近を航行される船舶におかれましても、十分に注意のうえ航行の安全にご協力をお願い致します。

## 1. 工事期間及び時間

工事期間：(自) 令和5年 10月 30日  
(至) 令和6年 12月 20日

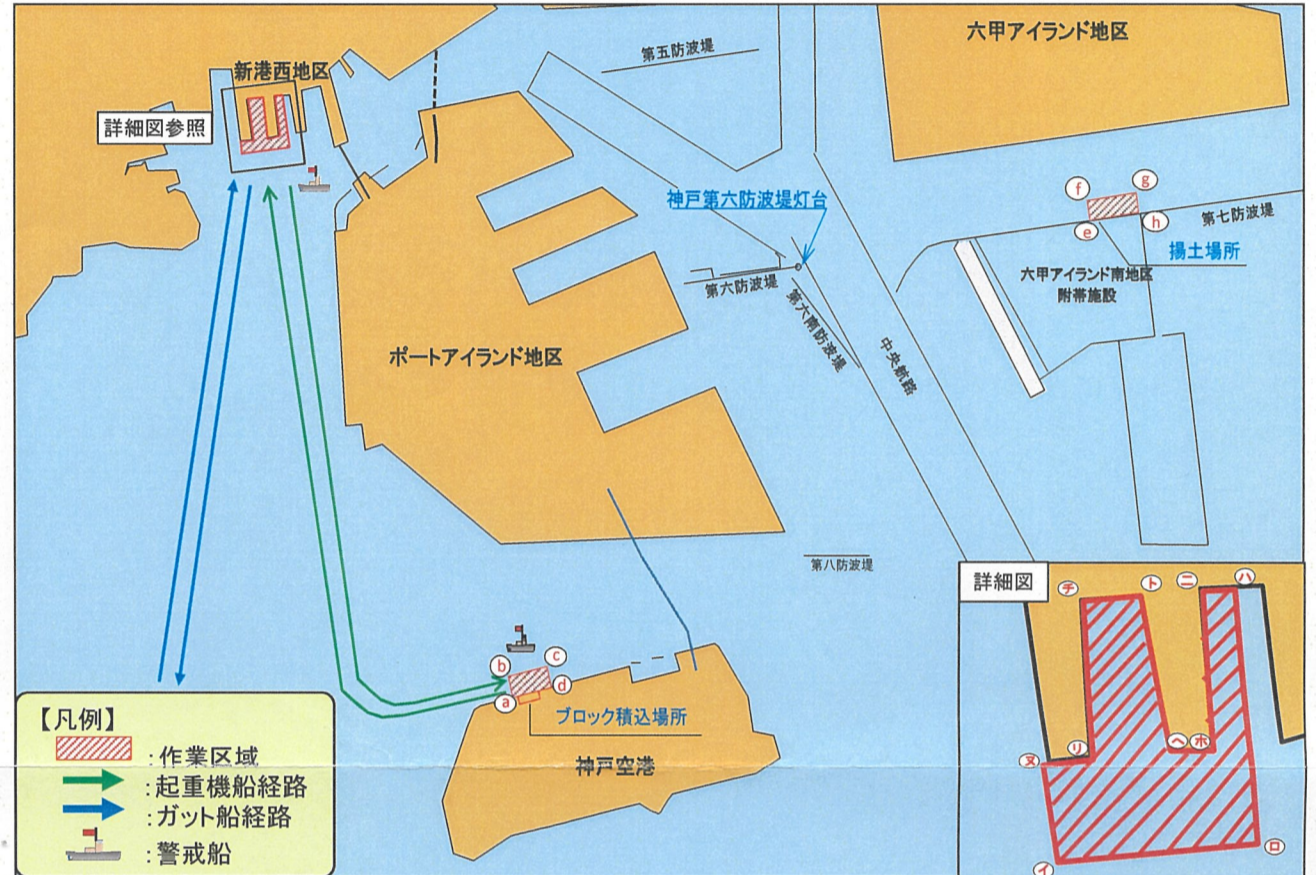
作業時間：日出 ~ 日没

工種	令和5年					令和6年											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
準備工																	
波除堤築造工																	
グラブ床掘工・土捨工																	
基礎工																	
ブロック据付工																	
突堤取付部(コンクリート打設)																	
上部コンクリート工																	
親水緑地基盤工																	
グラブ床掘工・土捨工																	
基礎工																	
ブロック据付工																	
裏込工																	
被覆工																	
歩廊工																	

## 2. 作業区域図

基点	神戸第六防波堤灯台 北緯：34° 39' 9.8" 東経：135° 11' 15.2"		
場所名	地点名	方位	距離
新港西地区 施工場所	イ点	基点より 277° 46' 41"	4,685 m
	ロ点	イ点より 83° 21' 05"	415 m
	ハ点	ロ点より 353° 21' 05"	650 m
	ニ点	ハ点より 263° 21' 05"	65 m
	ホ点	ニ点より 173° 21' 05"	350 m
	ヘ点	ホ点より 263° 21' 05"	100 m
	ト点	ヘ点より 353° 21' 05"	350 m
	チ点	ト点より 263° 21' 05"	140 m
	リ点	チ点より 173° 21' 05"	350 m
	ヌ点	リ点より 263° 21' 05"	110 m
ブ積口ツク場所	a点	基点より 219° 27' 10"	4,330 m
	b点	a点より 354° 19' 26"	150 m
	c点	b点より 84° 19' 26"	300 m
	d点	c点より 174° 19' 26"	150 m
揚土場所	e点	基点より 82° 23' 17"	2,306 m
	f点	e点より 352° 10' 23"	200 m
	g点	f点より 82° 10' 23"	600 m
	h点	g点より 172° 10' 23"	200 m

作業区域は、上記に示す各点を順次結んだ線に囲まれた海域



## 3. 海上作業概要

波除堤築造工 (Green) : 親水緑地基盤工 (Orange)

### グラブ浚渫

グラブ床掘工(グラブ浚渫)  
施工時期: 令和5年10月下旬~令和5年11月下旬  
起重機船にて海底土砂の浚渫を行います。

### 石材投入(直接投入)

基礎工(基礎捨石投入)  
施工時期: 令和5年11月下旬~令和5年12月下旬  
ガット船で石材を搬入し、ガット船により直接投入します。

### 基礎捨石均し

基礎工(捨石荒均し、本均し)  
施工時期: 令和5年12月中旬~令和6年5月上旬  
水中部は潜士により投入した石を均します。

### ブロック据付

ブロック据付工  
(根固め、底盤、直立消波、方塊ブロック)  
施工時期: 令和6年2月下旬~令和6年8月下旬  
起重機船にてブロックの据付を行います。

### 石材投入(瀨取り投入)

基礎工(基礎捨石投入)  
裏込工(裏込材投入)、被覆工(被覆石投入)  
施工時期: 令和5年12月中旬~令和6年8月上旬  
ガット船で石材を搬入し、起重機船にて瀨取り投入します。

### ブロック据付

ブロック製作・据付工(方塊ブロック)  
施工時期: 令和6年2月中旬~令和6年3月中旬  
起重機船にてブロックの据付を行います。

### 基礎捨石・被覆均し

基礎工(基礎捨石均し)  
裏込工(裏込石・雑石均し)、被覆工(被覆均し)  
施工時期: 令和5年12月中旬~令和6年11月下旬  
水中部は潜士により投入した石を均します。

## 4. 安全対策

- 作業船には海上衝突予防法に規定する灯火・形象物および①作業船掲揚旗 (JV代表旗) を表示します。
- 潜水作业时、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定める②国際A旗を表す信号板を掲揚します。
- 作業中は、③警戒船旗を掲揚した警戒船を上図のように配備し、一般航行船舶に対して、情報提供・注意喚起を行うとともに、航行船舶の安全確保につとめます。
- アンカー投錨箇所には船舶接触防止のため、ブイを明示します。



①作業船掲揚旗



②国際信号旗A旗



③警戒船旗

警戒中 WARNING